

第16回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年9月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第16回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 中野昂洋、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第6号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第6号 平成30年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員全員で定足数に達してお</p>

りますので、これより第16回足利市農業委員会を開会いたします。

【午前9時28分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告をお願いします。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 小山 勉委員、15番 本島一喜委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主任 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が5筆、面積が1,262㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が11件、筆数が20筆、面積が12,246.63㎡となっております。

合計しまして、件数が13件、筆数が25筆、面積が13,508.63㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから5ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 ないようですので、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の6ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明い

たします。

1番、申請地は小曾根町地内の畑、面積468㎡です。

譲受理由は、自宅に近く、耕作に便利なため、譲渡理由は、離農したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

はい、4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年9月14日、金曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、小山委員、三田照子委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地確認については、市内及び邑楽町に合計で10筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅および自作地に近接しており、耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の7ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明い

たします。

1番、申請地は羽刈町地内の畑、現況 田、面積981㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、太陽光パネル308枚を540㎡に設置する予定です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替する土地利有無 無でございます。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また30ページに位置図と公図、31ページに土地利用計画図を参考までに載せてありますのでご覧ください。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 ないようですので、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開き下さい。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は奥戸町地内の田、面積1,487㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル420枚を515.79㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が33ページから37ページに載せてありますのでご覧をいただきたいと思えます。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は板倉町地内の田、面積2,112㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル450枚を751.50

m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の38ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が39ページから44ページに載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は里矢場町地内の畑、現況雑種地、面積1,042m²です。

施設の概要は、駐車場用地です。

申請理由は、市内で幼稚園を運営したきたが、今般幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、職員及び児童数が増加することから、申請地を借り受け、職員用及び保護者用の駐車場を設置したいで、契約内容は使用賃借権の設定、農地区分は第1種農地、備考としまして、都市計画法34-1、幼保連携型認定こども園、農地法10-1、特別の立地条件を必要とする事業の用に供する施設 既存施設の拡張です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

46ページから52ページに実情調査報告が載せてあります。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は稲岡町地内の田、現況 畑、面積999m²です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル360枚を695.68m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の53ページをご覧ください。4番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。54ページに位置図と公図、55ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の9ページをお開きください。

続きまして5番、申請地は寺岡町地内の畑、面積978m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル315枚を386.84m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の56ページをご覧ください。5番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。57ページに位置図と公図、58ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は寺岡町地内の畑、面積315㎡ほか1筆、計374㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル360枚のうち125枚を601.20㎡のうち208.75㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

ちなみに隣接する雑種地、計779㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の59ページをご覧ください。6番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。60ページに位置図と公図、61ページに土地利用計画図が載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は寺岡町地内の畑、面積895㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル360枚を601.20㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の62ページをご覧ください。7番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。63ページに位置図と公図、64ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は松田町地内の田、現況 畑、面積351㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟で延べ床面積107.02㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の実家である寺の庫裏に住んでいるが手狭なため、申

請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に施す住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の65ページをご覧ください。8番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。66ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は板倉町地内の田、面積710㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル284枚を465㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の67ページをご覧ください。9番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。68ページに位置図と公図、69ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の10ページをお開き下さい。

続きまして10番、申請地は高松町地内の畑、面積404㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積105.16㎡を建設するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の70ページをご覧ください。10番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。71ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の10ページにお戻り下さい。

続きまして11番、申請地は福富町地内の田、面積323㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積127.94㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の72ページをご覧ください。11番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。73ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の10ページにお戻り下さい。

続きまして12番、申請地は福富町地内の田、面積323㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積115.11㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の74ページをご覧ください。12番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。75ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の10ページをお開き下さい。

続きまして13番、申請地は福富町地内の田、面積323㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積123.38㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の妻の実家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の76ページをご覧ください。13番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の32ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの

で省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力77.70キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数420枚が設置できる、1,487㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、平地で周囲に高い建物等が無く、日光の照射を遮る要素が少ないなどの条件の土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは整地のみで設置します。

転用に係る事業資金は自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては管理契約を行い年3回、夏季は必要に応じて対応し、個人で防草シートを貼る事も確認が得られましたので、周辺農地への影響はないものと思われまます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、境界より0.5m内側に設置し農耕機の往来に支障の無いように配慮をするとの事でした。

申請地東側は公団上は水路となっていますが、現況は公道、西側は宅地、南側は畑、北側は水路となります。

結論として、申請地は奥戸町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の38ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力128.25キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数450枚が設置できる、2,112㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としまして、今回の申請地以外にも足利市内において設置できる条件の土地を数ヶ所検討し、日当たりが良く公道から出入りができ、電柱も近くに有り面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地は公団上、四方を認定外道路で囲まれています。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、メンテナンス時の車両の進入は西側の認定外道路を使用し、車両は申請地敷地内に駐車する事とし、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定していますが、農耕機の往来に支障の無いよう境界より0.5m内側に設置する事も確認しました。雨水対策は敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、防草シートを張るとの事でしたので周辺農地等への影響はないものと思われま

す。なお、申請地東北側の一部が土砂災害警戒区域となっているため、この箇所については発電パネルを設置出来ませんが、防草シートを張った後もメンテナンス時に適正な維持管理をするように指導いたしました。

事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

結論として、申請地は、板倉町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の45ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの

で省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が幼保連携型認定こども園への移行に伴い、昨今の保護者による車での送迎増加事情を踏まえ駐車場用地として利用したいと言うものです。

申請人は、既に里矢場町地内において幼稚園を運営しており、平成31年4月の幼保連携型認定こども園への移行を前に、職員及び児童の増員を見込んでいる事から職員駐車場及び保護者の送迎用駐車場として利用するものです。

転用面積については、職員用20台と保護者送迎用25台の併せて45台分の駐車スペースを設ける為、この面積が必要との事でありました。

土地の選定理由としましては、近隣数ヶ所の土地を検討し、本申請地が既存園舎と隣接し、児童の防犯上の問題や交通安全、送迎時間に保護者が集中してしまい公道に路上駐車をしてしまうなど農耕機の往来や近隣住民に迷惑とならない事などの条件を満たしている適地との事でありました。

申請地東側は用悪水路、西側は宅地、南側は公団上では宅地と田になっていますが現況は宅地、北側は公道となっております。

雨水対策は敷地内に雨水浸透施設を設置し処理することから、周辺農地等への影響はないものと思われまます。

事業費は、自己資金で賄われることを確認いたしました。

なお、本申請地は平成元年の園舎の増築に伴い駐車場が不足し、また防犯上の問題から保護者の車での送迎増加も重なり、農地転用許可を得ず無断で駐車場として利用して来た経緯がある為、始末書の提出があり反省している事も確認しています。

結論として、申請地は、里矢場町北西部の第1種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

続いて、先に7番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、10番 亀田委員の退席を求めます。

【午前10時14分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】
 議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】
 議長 異議なしと認め、7番はそのように決定いたしました。
 ここで関連事案の審議が終了いたしましたので、亀田委員の出席を求めます。

【午前10時15分 出席】
 議長 続いて、4番から6番及び8番から13番を上程いたします。
 本件について、意見を求めます。

【意見なし】
 議長 よろしいですか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】
 議長 異議なしと認め、4番から6番及び8番から13番はそのように決定いたしました。
 続いて議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の11ページをご覧ください。
 第4号議案、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。
 当案件は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、農業委員による対象地の現況確認を行ったうえで、総会の議決により判断するもので、今回上程させていただきました。
 対象地の所在は多田木町地内の畑、面積135㎡です。
 耕作放棄地の把握年月日は平成30年8月20日、現況確認日は同じく9月14日でございます。
 現地の状況は、笹や雑木が生い茂って山林の様相を呈しており、周囲の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが出来ない見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということであります。
 続きまして議案書の78ページをご覧ください。位置図、公図が載せてあります。
 以上よろしく、ご審議をお願いします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。
 5番 森山委員。
 5番 森山です。
 実情調査の結果を報告いたします。
 調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。
 調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので

省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行い、対象地が南側の多田木山に連なる丘陵の裾野斜面にあり、笹、雑木が生い茂り山林の様相を呈していることを確認しました。笹、雑木の繁茂の状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班としては、非農地として判断いたしました。

よろしく願いいたします。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任

議案書の12ページをお開き下さい。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年9月28日公告分であります。

議案書の13ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、14件で面積43,338㎡です。

続きまして所有権移転は4件で7,420㎡です。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が14ページから18ページに記載されておりますのでご覧ください。

19ページをお開きください。

続きまして、所有権移転ですが、1番、売買を行う土地は、小曾根町地内の田、面積は2,297㎡です。売買価格は総額で80万3,950円です。

続きまして2番、売買を行う土地は、羽刈町地内の田面積は473㎡ほか1筆、計2,730㎡です。売買価格は総額で136万5千円です。

続きまして3番、売買を行う土地は、小曾根町地内の田で面積は1,365㎡です。売買価格は総額で47万7,750円です。

続きまして4番、売買を行う土地は、高松町地内の田で面積は1,028㎡です。売買価格は総額41万1,200円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも9月28日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】
議長 異議なしと認め、議案第5号 貸借権設定はそのように決定いたしました。
続いて所有権移転の1番から3番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時23分 退席】
議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】
議長 異議なしと認め、所有権移転の1番から3番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員、本島委員の出席を求めます。

【午前10時24分 出席】
議長 続いて、4番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】
議長 異議なしと認め、所有権移転の4番はそのように決定いたしました。
続いて、議案第6号 平成30年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書20ページををお開き下さい。
議案第6号 平成30年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)について、ご説明いたします。読み上げをもって説明と替えさせていただきます。

【読み上げ】
議長 以上、よろしくお願いいたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 よろしいですか。本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】
議長 異議なしと認め、議案第6号はそのように承認いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて、報告事項 農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 それでは、議案書の23ページをお開きください。

報告事項、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。

これにつきましては農地転用許可の適用除外の2 a 未満の農業用倉庫等につきまして、届出を提出いただくことで農業委員会が農業用施設としての証明を出すものでございます。

1番、申請地は瑞穂野町地内の畑、面積1,256㎡のうち60㎡です。

施設の概要は農業用倉庫、受理の日付は平成30年9月6日、処理の日付は同じく9月18日でございます。

以上です。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 ないようですので、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第16回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時36分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年10月25日

足利市農業委員会

1番委員

15番委員